東京大学グローバルキャンバス権進本部技 験 年 月 日 学術部房外・学年	東京大学グローバルキャ	ィンパス推進ス	お部担当プログラ	ラムに関する	誓約書
学館の研究科・学年	東京大学グローバルキャンパス推進本部長 殿	年	月	日	
氏名					学籍番号
理解し次の事項を誓約するとともに、本警約書にしたが、帰国命令処分等を受けても不服を申し立てません。 1. 漢が事項 1. 参加にかかる経費について理解し、事前に保証人等の経済的支援者の了解を得たうえで出願すること。 2. 参加者として選抜された後においては、正当と認められる理由以外での終退まできないことを十分理解のうえ出願すること。 3. プログラム参加に必要な諸手続き(添道先機関等に提出する各種書類の作成、バスボートおよび比ずの取得、本学の所属学部・研究科における手続、費用の支払い、保険加入等)は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。 4. プログラム参加中の保険として、公益財団法人は本国除教育支援協会(IEBS)の学研災付帯海外留学保険「特帯部学」に必ず加入すること (加入に要する経費は自己負担となる)。 5. プログラムの目的を達成するため、学門・研究に事念すること。 6. 滞在国(地域)と日本の法令、およびプログラム実施機関等の規則をすべて遵守すること。(日本で禁止されている薬物の利用、飲酒制限など)、「滞在国(地域)では、不必要に危険な行為はしないこと。 8. プログラムを対策が後は、必ず帰国し引き続き木学に在籍すること。 9. 申請にあたって東京大学(研展学部・研究主教を本学に在籍すること。 8. プログラム教工後は、とず帰国し引き続き木学に在籍すること。 9. 申請にあたって東京大学(研展学部・研究主教を外でかな、事な大学の業務への協力(留学デログラムの広報や学生へのアドバイス等)を依頼する際に利用する場合があることを了承すること。 1. 順国命令及び理学金の体は 1. 東京大学は、次の(1) (6) の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。 (1) 1の沙寺事項に遺伝した場合 (3) 起学・生活態度の値で第一者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4) プログラム表加学中が使った場では関係の場合による場合は、国際ので第一者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (6) 成衆の見込みがないと判断された場合 (6) 成衆の見込みがないと判断されて場合 (6) 成衆の見込みがないと判断されて場合 (7) アクノス機関が完まれている場合 (7) アクラム参加学中が使った人的もしくは物が損害またはプログラム参加学中が与えた人的もしくは物が損害すたりでの者による事件の場合を制定するといて対象の場合。 (4) アログラムを加学を表しているとの対象を対象をする一とのでよったとないまり生じた損害。 (4) プログラム参加学中の扱うまたは近外により生じた損害。 (4) プログラム参加学中の混合または近外を見俗にあまり生じた損害。 (5) アログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (6) アログラム参加学生の個人的問題から生にた損害。 (6) アログラム参加学生の個人的問題から生にた損害。 (6) アログタムを加学生の個人的問題から生が表別を応じた損害。 (6) アログタム参加学生の協会または近外で見俗により生じた損害。 (6) アログラム参加学生の協会または近外で見俗により生じた損害。 (7) アログラム参加学生の協会または近外で見俗により生じた損害。 (6) アログラム参加学生の協会または近外で見俗により生じた損害。 (6) アログラム参加学生の協会または近外ではないないないないないないないないないないないないないないないないないないない		氏名		署名	
部・研究科における手続、費用の支払い、保険加入等)は事前に十分確認し、自らの責任において行うこと。 4. ブログラム参加中の保険として、公益財団法人日本国際教育支援協会 (JEES) の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」に必ず加入すること (加入に要する経費は自己負担となる)。 5. プログラムの目的を達成するため、学習・研究に専念すること。 6. 締在国 (地域) と日本の法令、およびプログラム実施機関等の規則をすべて遵守すること。(日本で禁止されている薬物の利用、飲酒制限など。) 7. 添在国 (地域) では、不必要に危険な行為はしないこと。 8. ブログラム終了後は、必ず帰国し引き続き本学に在籍すること。 9. 申請にあたって東京大学 (所属学部・研究科及び本部国際交流課) が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務の活か、東京大学の業務への協力 (留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等)を依頼する際に利用する場合があることを了承すること。 11. 帰国命令及び奨学金の停止 1. 東京大学は、次の(1)~(6)の場合は、プログラム参加の中止や延携、帰国を命じることがある。 (1)11の選守事項に違反した場合 (3) 数学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4) プログラム美地機関等において飲成処分を受けた場合 (5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派電先機関が所任する国 (地域) の治安・状況が悪化した場合 (6) 派電先機関が所任する国 (地域) の治安・状況が悪化した場合 (6) 派電先機関が所任する国 (地域) の治安・状況が悪化した場合 (7) 東京大学的責任を負わないは書 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が責任を負わないことを了楽し、東京大学の表情が生の必要が多ないとなり多な多が学生が多れたいこと。 (1) 天災地変、海羅、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストラーネ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事、交流、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストラーオ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事、交通を通知の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の放査または過失により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の放査または過失により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の酸人的問題から生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。	理解し次の事項を誓約するとともに、本誓約書にし I. 遵守事項 1. 参加にかかる経費について理解し、事前に保証 2. 参加者として選抜された後においては、正当	たがい帰国命令 証人等の経済的	う処分等を受けて 支援者の了解を得	も不服を申し	立てません。 質すること。
・ デログラムの目的を達成するため、学習・研究に専念すること。 お作国(地敷)と日本の法令、およびプログラム実施機関等の規則をすべて遵守すること。(日本で禁止されている薬物の利用、飲酒制限など。) 滞在国(地敷)では、不必要に危険な行為はしないこと。 プログラム終了後は、必ず帰国し引き続き本学に在籍すること。 明前にあたって東京大学(所属学部・研究科及び本部国際交流器)が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラム終了後は、必ず帰国し引き続き本学に在籍すること。 明前にあたって東京大学(所属学部・研究科及び本部国際交流器)が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムを要な業務の活成、東京大学の業務への協力(留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等)を依頼する際に利用する場合があることを了承すること。 『II. 帰国命令及び要学金の停止 「東京大学は、次の(1)~(6)の場合は、プログラム参加の中止や延頻、帰国を命じることがある。(1)1 の遵守事項に違定した場合。(2)申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合。(3)飲学・生活態度の商で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合(4)プログラム実施機関等において鬱吹起分を受けた場合(5)成業の見込みがないと判断された場合。(6)派遣先機関が所在する国(地敷)の治安・状況が悪化した場合 『前風よる帰国命令およびプログラム参加学生が自然を持ちるとする。 III. 東京大学が責任を負わない理事プログラム参加学生が表った人的もしくは物が損害またはプログラム参加学生が表った人的もしくは物が損害またはプログラム参加学生で表して人間を開かないこと。(7)天災地変、海羅、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗羅、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。(3)プログラム参加学生の社会により全した損害。(3)プログラム参加学生の社会または公庁良俗に反する行為により生じた損害。(3)プログラム参加学生の社会または公庁良俗に反する行為により生じた損害。(6)参加プログラムを動きをは立る手には今年に入り会した行為により生じた損害。(6)プログラム参加学生の例入的問題から生じた損害。(6)プログラム参加学生の例入的問題から生じた損害。(6)プログラム参加学生の例入的問題から生じた損害。(6)プログラム参加学生の例入的問題から生じた損害。(6)プログラム参加学生の例入的問題から生じた損害。(6)プログラム参加学生の例入的問題から生じた損害。(7)世界疾亡、学年本人が上記警約事項を遵守することを保証します。					
6. 滞在国 (地域) と日本の法令、およびプログラム実施機関等の規則をすべて遵守すること。(日本で禁止されている薬物の利用、飲酒制限など。) 7. 滞在国 (地域) では、不必要に危険な行為はしないこと。 8. プログラム終了後は、必ず帰国し引き続き本学に在籍すること。 9. 申請にあたって東京大学 (所属学部・研究科及び本部国際交流課) が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力 (留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等) を依頼する際、利用する場合があることを了承すること。 11. 帰国命令及び奨学金の停止 1. 東京大学は、次の(1) (一の) の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。(1) I の遵守事項に違反した場合 (2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合 (3) 数学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4) プログラム実施機関等において懲死処分を受けた場合 (5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派遣先機関が所在する国 (地域) の治安・状況が悪化した場合 (6) 派遣先機関が所在する国 (地域) の治安・状況が悪化した場合 (2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するのとする。 111. 東京大学が責任を負わない捜害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物が損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物が損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事的、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の社合または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) ブログラム参加学生の社合または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸観した行為により生じた損害。 (6) ブログラム参加学生の過し的問題から生じた損害。 (6) ブログラム参加学生の過し的問題から生じた損害。 (6) ブログラム参加学生の過しの問題から生じた損害。	ず加入すること(加入に要する経費は自己負担	旦となる)。		の学研災付着	帯海外留学保険「付帯海学」に必
用、飲酒制限など。) 7. 滞在国(地域)では、不必要に危険な行為はしないこと。 8. プログラム終了後は、必ず帰国し引き続き本学に在籍すること。 9. 申請にあたって東京大学(所属学部・研究科及び本部国際交流型)が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力(留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等)を依頼する際に利用する場合があることを了承すること。 11. 帰国命令及び奨学金の停止 1. 東京大学は、次の(1)~(6)の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。 (1) I の遵守事項に違反した場合 (2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合 (3) 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派遣先機関が所在する国(地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 11. 東京大学が責任を負わない損害 ブログラム参加学生が被った人的もしくは物が損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物が損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、デロリズム、ハイジャック、航空機事故、定事権、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事的、企画事故、犯罪、治行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の社令または公子良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過去により生じた損害。 (5) 参加プログラム参加学生の故意または過去により生した損害。 (6) プログラム参加学生の故意または過去により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の故意または過去により生じた損害。 (7) アログラム参加学生の故意または過去により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の協力に対することを保証します。 (8) 世界と本人が上記書約事項を遵守することを保証します。 (4) 世界と本人が上記書約事項を遵守することを保証します。	5. プログラムの目的を達成するため、学習・研	究に専念するこ	と。		
8. プログラム終了後は、必ず帰国し引き続き本学に在籍すること。 9. 申請にあたって東京大学 (所属学部・研究科及び本部国際交流課) が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力(留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等)を依頼する際に利用する場合があることを了承すること。 II. 帰国命令及び奨学金の停止 1. 東京大学は、次の(1)~(6)の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。 (1)1の漢字事項に遠反した場合 (2)申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合 (3)勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4)プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5)成業の見込みがないと判断された場合 (6)派遣先機関が所在する国 (地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれがにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1)天災地変、無難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税間規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (3)プログラム参加学生の故合または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (3)プログラム参加学生の故合または治院に反する行為により生じた損害。 (6)プログラム参加学生の協会または治院に反する行為により生じた損害。 (6)プログラム参加学生の協会または治院とより生じた損害。 (6)プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 総柄(関係)	用、飲酒制限など。)		の規則をすべて選	掌守すること。	(日本で禁止されている薬物の使
9. 申請にあたって東京大学 (所属学部・研究科及び本部国際交流課) が知り得た氏名・連絡先・成績その他の個人情報については、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力 (留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等) を依頼する際に利用する場合があることを了承すること。 II. 帰国命令及び奨学金の停止 1. 東京大学は、次の(1)~(6) の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。 (1) I の遵守事項に違反した場合 (2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合 (3) 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4) プログラム季施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派遣先機関が所在する国(地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6) のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラム参加学生の商人的問題から生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (7) 上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 総額(関係)		-			
は、本プログラムに必要な業務のほか、東京大学の業務への協力(留学プログラムの広報や学生へのアドバイス等)を依頼する際に利用する場合があることを了承すること。 II. 帰国命令及び奨学金の停止 1. 東京大学は、次の(1)へ(6)の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。 (1)1の遵守事項に違反した場合 (2)申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合 (3)勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4)プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5)成業の見込みがないと判断された場合 (6)派遣先機関が所在する国(地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)へ(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1)天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事放、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) ごログラム参加学生の技合または過失により生じた損害。 (4)プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5)参加プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (6)プログラム参加学生の協した行為により生じた損害。 (6)プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (6)プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。			=		Notice of head the
る際に利用する場合があることを了承すること。 II. 帰国命令及び奨学金の停止 1. 東京大学は、次の(1)~(6)の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。 (1) I の遵守事項に違反した場合 (2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合 (3) 勉学・生活態度の面で第二者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派遣先機関が所在する国 (地域) の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事放、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の接合または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の自人的問題から生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。					
II. 帰国命令及び奨学金の停止 1. 東京大学は、次の(1)~(6)の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。 (1)1の遵守事項に違反した場合 (2)申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合 (3)勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4)プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5)成業の見込みがないと判断された場合 (6)派遣先機関が呼在する国(地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1)天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (3)プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (3)プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (4)プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5)参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。 (6)プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (6)プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 ――以下は未成年(申請時年齢20歳未満)のみを対象とする――上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 巻柄(関係)			 協力(留字プログ	フムの広報や	字生へのアドバイス等)を依頼す
1. 東京大学は、次の(1)~(6)の場合は、プログラム参加の中止や延期、帰国を命じることがある。 (1) I の遵守事項に違反した場合 (2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合 (3) 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派遣先機関が所在する国 (地域) の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない書書 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の故意または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (7) アログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。		٥.			
(1) I の遵守事項に違反した場合 (2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合 (3) 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派遣先機関が所在する国(地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) 正課外の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の故意または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 ――以下は未成年(申請時年齢20歳未満)のみを対象とする――上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 機能人等氏名: 印		ラル 会加の由心	Sozith Jerest	入いファ しぶけ	5 7
(2) 申請書類の記載事項に虚偽が発見された場合 (3) 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派遣先機関が所在する国(地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) 正課外の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の赦急または過失により生じた損害。 (4) ブログラム参加学生の赦急または過失により生じた損害。 (6) ブログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (6) ブログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 ―以下は未成年(申請時年齢20歳未満)のみを対象とする―上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 機能人等氏名: 印 総柄(関係)		ノム参加の甲止	で延期、帰国を削	りしることがる	かる。
(3) 勉学・生活態度の面で第三者に著しく迷惑をかける等の行為があった場合 (4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派遣先機関が所在する国(地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事的、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 ー以下は未成年(申請時年齢20歳未満)のみを対象とする一上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 保証人等氏名: 「根証人等氏名: 「根証人等氏名: 「根証人等氏名: 「根証人等氏名: 「根証人等氏名: 「根証人等人名: 「根述人者によりまする」 「根述人等人名: 「根述人等人名: 「根述人等人名: 「根述人等人の表述人等人名: 「根述人等人の表述人等人の表述人が、またりによった。					
(4) プログラム実施機関等において懲戒処分を受けた場合 (5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派遣先機関が所在する国(地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) 正課外の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 ―以下は未成年(申請時年齢20歳未満)のみを対象とする―上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 保証人等氏名: 印 統柄(関係)			支があった埋今		
(5) 成業の見込みがないと判断された場合 (6) 派遣先機関が所在する国(地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) 正課外の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (7) アログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (8) アログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 (9) アログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。			W/ W/ 2/C-/// []		
(6) 派遣先機関が所在する国(地域)の治安・状況が悪化した場合 2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) 正課外の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の社令または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 ー以下は未成年(申請時年齢20歳未満)のみを対象とする一上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 保証人等氏名: 印 統柄(関係)					
2. 前項による帰国命令およびプログラム参加学生の都合による中途帰国の場合、帰国費用等は、プログラム参加学生が負担するものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) 正課外の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 一以下は未成年(申請時年齢 20 歳未満)のみを対象とする一上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 保証人等氏名: 印 続柄 (関係)		況が悪化した場	是 合		
ものとする。 III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) 正課外の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 一以下は未成年(申請時年齢20歳未満)のみを対象とする一上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 保証人等氏名: 印 総柄(関係)				帰国費用等は	プログラム参加学生が負担する
III. 東京大学が責任を負わない損害 プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) 正課外の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 一以下は未成年(申請時年齢20歳未満)のみを対象とする一上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 保証人等氏名: 印 続柄(関係)		2 2 11 11 (- 0 (0		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	(1)
プログラム参加学生が被った人的もしくは物的損害またはプログラム参加学生が与えた人的もしくは物的損害が次の(1)~(6)のいずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) 正課外の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 一以下は未成年(申請時年齢20 歳未満)のみを対象とする一上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 保証人等氏名: 印 続柄(関係)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
いずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責任を負わないことを了承し、東京大学の責任を問わないこと。 (1) 天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、航空機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則、航空機等の突然のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害。 (2) 正課外の活動(自由時間、休日等)により生じた損害。 (3) プログラム参加学生の法令または公序良俗に反する行為により生じた損害。 (4) プログラム参加学生の故意または過失により生じた損害。 (5) 参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行為により生じた損害。 (6) プログラム参加学生の個人的問題から生じた損害。 一以下は未成年(申請時年齢20歳未満)のみを対象とする一上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。 保証人等氏名: 印 統柄(関係)		害またはプロク	ブラム参加学生が-	与えた人的も	しくは物的損害が次の(1)~(6)の
上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。	いずれかにあたる場合は、東京大学はその賠償責(1)天災地変、海難、火災、政府や公共団体の指機事故、交通事故、犯罪、流行病、税関規則(2)正課外の活動(自由時間、休日等)により生(3)プログラム参加学生の法令または公序良俗に(4)プログラム参加学生の故意または過失により(5)参加プログラムの趣旨・目的から逸脱した行	任を負わないこ 記令、戦争、暴動 別、航空機等の じた損害。 でである でである 大力である 生じた損害。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	とを了承し、東京 助、ストライキ、 突然のスケジュー より生じた損害。	京大学の責任を 盗難、隔離、	を問わないこと。 テロリズム、ハイジャック、航空
				対象とする	
	保証人等氏名:	印	続柄 (関係)		
					

記入された保証人等の個人情報は、プログラム実施のために利用し、それ以外の目的では利用しません。

電話番号:

E-mail: